

農業委員会総会議事録

(令和6年5月9日開催分)

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和6年5月9日(木)午後3時00分

場所 熊本市国際交流会館 4階第3会議室

農業委員24名

1番 西富 大二郎	2番 深水 進	3番 西村 清敏
4番 牧坂 邦夫	5番 福原 幸一	6番 葭村 誠一
7番 網田 稔	8番 徳永 芳也	9番 東 哲治
10番 田中 敏郎	11番 田中 友博	12番 森山 哲也
13番 林田 智博	14番 谷口 憲治	15番 眞鍋 宣孝
16番 内田 勤矢	17番 宮本 淳一	18番 松田 則康
19番 上村 悦美	20番 福嶋 徳行	21番 上島 恵二
22番 木下 三智也	23番 牧野 正治	24番 上田 隆幸

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名全員出席でございます。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、農業委員会総会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の総会は、私たち第26次の農業委員といたしまして審議を行うため、最初の総会でございます。これから3年間、熊本市農業委員会の活動をより充実したものにし、農地利用最適化の推進に一層取り組んでまいりたいと存じますので、委員の皆様のご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農用地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。
 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。
 それでは、会長、よろしく申し上げます。

議 長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、3番の西村清敏委員と4番の牧坂邦夫委員を、書記に事務局の島田朋幸参事を指名いたします。よろしく願いいたします。
 本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から追加議案、土地改良法第3条による資格証明願までの8件でございます。議案の修正がございます。

事務局 議案の修正をお願いいたします。
 目次の第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請の件数でございます。29件とありますが、ここを28件でお願いいたします。
 同じく目次の合計件数が変わりますので、合計件数のところ111件を110件。
 それから、1ページ、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請の2番、これが取下げのため斜線で消してください。よろしくお願いいたします。
 以上です。

議 長 初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請28件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。
 それでは、1番、申し上げます。

1番 西富大二郎委員

 1番委員の西富です。
 1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。
 1番は、自家消費のための所有権移転の申請です。譲受人は今年3月末に熊本に退職とともに帰り、自家消費用として小麦を作付することです。譲受人には先日の地区委員会へ出席していただき、営農

計画等について聞き取り調査を行ったところ、これまで申請地を管理していた専業農家の親戚に小麦の作付を習い、小麦粉として自家消費するとのことでした。

以上1件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、3番。

12番 森山哲也委員

12番委員の森山です。

2番は、譲渡人の都合により取下げになりました。

3番から5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻及び露地野菜を作付されている農家です。申請地には玉ねぎを作付される予定です。

4番につきましては、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻及び露地野菜を作付されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

5番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻及び露地野菜を作付されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議長 　　ただいま3番から5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、6番。

9番 東哲治委員

9番委員、東です。

6番から9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番と7番は関連で、新規就農による使用貸借権設定、所有権移転の申請です。譲受人は、これまで実家の農家を手伝っていたとのこと
です。申請地にはミカンを栽培される計画で、譲受人に先日地区委員会
に出席いただき、営農計画等の聴き取りを行った結果、今回の申請
について何ら問題ないものと判断いたしました。

8番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽
培されている農家で、申請地にはミカン、梨を栽培される計画です。

9番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽
培されている農家で、申請地には梨を栽培される計画です。

以上4件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項
各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果
でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま6番から9番について地元委員よりご報告がございました
が、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、10番。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、新規就農による賃借権設定の申請です。借受人は会社員
で、申請地にはネギを作付される計画です。借受人に先日地区委員会
に出席をいただき、営農計画等の聴き取りを行った結果、今回の申請
については何ら問題ないものと判断いたしました。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項

各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、11番。

13番 林田智博委員

13番委員、林田です。

11番と12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、親戚へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲と花卉を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

12番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲、露地野菜を作付される計画です。

以上2件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま11番、12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、13番。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

13番、14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、小麦を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

14番は、子への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 　　ただいま13番、14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、15番。

7番 網田稔委員

7番委員、網田です。

15番、16番についての地区委員会での協議状況をご報告いたします。

15番、16番は関連で、農地所有適格法人が経営拡張のため賃借権設定をする申請です。譲受人は畜産農業と営まれ、飼料のための牧草を作付されており、許可後は牧草を作付される計画です。農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認しております。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 　　ただいま15番、16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、17番。

3番 西村清敏委員

3番委員、西村です。

17番と18番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。借受人は水稻を作付する兼業農家で、許可後はサトイモ、大根を作付する計画です。

18番は、経営拡張のため使用貸借権を設定する申請です。借受人は水稻を栽培する専業農家で、許可後は大豆、そばを作付する計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま17番、18番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、19番。

14番 谷口憲治委員

14番委員、谷口です。

19番から29番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、子へ贈与のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、露地野菜等を栽培する兼業農家で、許可後はジャガイモを作付する計画です。

20番は、自家消費のため所有権を移転する申請です。譲受人は建築業を営んでおり、申請地の隣に居住しております。許可後は玉ねぎ、キュウリ、サトイモ等を作付する計画で、農業機械等は順次購入する予定です。

21番は、自家消費のため所有権を移転する申請です。譲受人は自家消費のため露地野菜などを作付する農業手伝いで、許可後も露地野菜を作付する計画です。

22番は、新規就農のため所有権を移転する申請です。譲受人は農業法人で2年間果樹栽培の研修を受け、現在もミカン栽培の手伝いを行っており、経験は十分に積まれております。地区委員会でも聴き取

りを行い、営農に関しては問題ないとの協議でございました。許可後はミカンを作付される予定です。

23番は、経営拡張のための所有権を移転する申請です。譲受人はミカンを栽培する専業農家で、許可後もミカンを作付する計画です。

24番は、経営拡張のための所有権を移転する申請です。譲受人はミカンを栽培する専業農家で、許可後もミカンを作付される予定です。

25番は、経営拡張のための所有権を移転する申請です。譲受人はミカンを栽培する専業農家で、許可後もミカンを作付される計画です。

26番、27番は、新規就農のため賃借権を設定する申請です。譲受人は親戚が花卉類を栽培されている専業農家で、これまでその手伝い等で経験を積んでおり、地区委員会で聴き取りを行い、営農に関しては問題ないとの協議でございました。許可後は花卉類を作付される計画です。

28番は、甥から叔父へ贈与のための所有権移転をする申請です。譲受人はスイカ、ナスを栽培する専業農家で、許可後も引き続きスイカを作付する計画です。

29番は、自家消費のため所有権を移転する申請です。申請地には梅と柿が既に栽培されており、譲受人は自家消費用として引き受けたいとのことで、許可後は引き続き柿と梅を栽培管理していく計画です。

以上11件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま19番から29番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請3件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

12番 森山哲也委員

12番委員の森山です。

1 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 番は、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha 未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,772㎡に、レンタカー45台分、近隣居住者用として16台分、合計61台分の駐車場を整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和6年11月30日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたしました。

　　次は、2番。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。申請人も同地区内に居住しております。代替地については、周辺で農地以外の土地をも含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,291㎡に普通自動車18台、トラック及び2tダンプ6台、バックホー8台分の駐車スペースと進入路

を計画されており、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和8年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

14番委員。

14番 谷口憲治委員

質疑ではありませんが、この貸駐車場は、1つの会社に貸すのか、不特定多数に貸すのか、どちらですか。

事務局 こちらの申請については、もう相手方が決まっております、特定の会社に貸すことになっております。

14番 谷口憲治委員

相手が決まっているのであれば、通常5条申請ですよ。

事務局 ただ、申請としましては、相手方が決まらないことには規模の妥当性が判断できませんので、相手方が決まったところでの申請、駐車場の申請というところで申請をいただいたところでございます。

14番 谷口憲治委員

では、いいですか。

議長 はい。

14番 谷口憲治委員

例えば〇〇会社に貸すときは、〇〇会社が駐車場を5条で普通は申請しますよね。そうじゃなくて、近所の団地の人に車をたくさん置かせるとか、不特定多数のときは駐車場として営業するかですね。大体普通はそうですよね。ちょっと気になりますためだということではな

いですがけれども。

議長 どうでしょう、再検討いたしますか。1種、2種の農地区分によって条件が変わってきますか。

14番 谷口憲治委員
それはあまり変わらないと思いますが。

議長 ほかに。

14番 谷口憲治委員
あと1点、駐車場にする費用はどちらが出すんですか、転用に要する費用は。

事務局 こちらの資金については、貸駐車場をされる方が、業者のほうに負担をしてもらってから作ることになっています。

14番 谷口憲治委員
条件は5条ですね。

14番 谷口憲治委員
本来は5条ですね。

事務局 会長、すみません。

議長 事務局。

事務局 谷口委員が今おっしゃった件について、昨年度もほかの地区であって、一応県のほう確認をしたところ、計画的なものは全て利用する方が工事業務なされることはあるんですけども、土地の所有権は変わらないというところであれば、その土地の所有者側に隣接する、集落に接続する居住者の方であれば、4条許可が認められるというふうなことでの確認は取っております。

議長 4条の申請は認められるとのことですか。

事務局 はい、土地自体の移動はありませんので。

1 4 番 谷口憲治委員

分かりました。所有権を移転するんじゃないですよ、賃借権で借りるんですよ。土地を借りて、会社が駐車場にするということですので、これがだめという意味じゃないですけども、基準が必要ではないでしょうか。本来は5条ですよ。借りれば、各会社側が使うのですから。

あえていうと、今度の4条の方は、残高証明もないわけですよ。だめだということではありません。ちょっと気になったものですから、すみません。

議 長 添付書類として残高証明とか、契約書の写しでもいいけれども、それは取ってありますか。

事務局 いただいております。

議 長 いただいております。
どうでしょう。4条で許可していいですか。

1 4 番 谷口憲治委員

まあ……

議 長 今回は4条の許可として、このようなケースは今後の検討課題としていきたいと思います。

1 4 番 谷口憲治委員

今後の検討課題として、お金をどっちが出すかという点等、整理が必要かと思います。

事務局 すみません、谷口委員、その点も県のほうに確認をしたところですが、土地の利用状況としては、賃貸借権ではあるんですけども、土地の所有者の方が賃料をもらいながら営業を行うことについて、問題はないとの回答をいただいております。このような形で運用させていただいているところでございます。

谷口委員がおっしゃるような疑念が、昨年度も少しあったかと思えます。だけれども、全部確認したということでございます。

議 長 ありがとうございます。

2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたしました。

次は3番、説明をお願いいたします。

14番 谷口憲治委員

14番委員、谷口です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、個人が貸駐車場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。

土地利用計画は、1,453㎡を自家用車25台、バス2台分の駐車スペースのほか、車両通路及び転回スペース等に利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。事業計画、資金証明書等についても問題ないものと思われまます。周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。雨水は自然浸透させ、オーバーフロー分は、南西側側溝へ放流する計画です。工期は、許可日から令和6年10月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

補足で説明しますと、これは温泉地の中の駐車場です。複数の温泉から駐車が増えた、これはそういう駐車場になってます。

以上です。

議 長 ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請16件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、不動産業を営む法人が所有権を移転し、建築条件付売買予定地に転用する許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上水管、下水管の二種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2つの医療機関の施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、専用住宅4区画のほか新設道路、後退道路、ごみ置場を整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判断しております。工事期間は令和6年6月1日から令和8年12月25日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発許可事前審査回答済みとのこと。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、2番。

15番 眞鍋宣孝委員

15番委員、眞鍋です。

2番と3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番と3番は関連で、建設業等を営む法人が所有権を取得し、資材置場へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象とな

っていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺に法人の既存の建設資材置場がありますが、資材置場が不足しており、近くで同規模の代替地の土地を探されましたが、用地の取得ができず、主要道路より近く、利便性のよい土地があり、交渉が整ったことから、申請地を選定したとのこと。

土地利用計画は、土、砂利、砂置場のほか、足場資材、型枠置場、廃材、仮設資材置場、バックホーなどの作業車の駐車スペース5台分及び車両転回スペースを整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判断しております。工事期間は令和6年6月1日から令和6年12月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。開発許可は不要であることを事業者へ確認しております。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま2番、3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、4番。

9番 東哲治委員

9番委員、東です。

4番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、所有権移転による農家住宅及び農業用倉庫への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積594㎡に木造平家建て1棟の農家住宅と農業用倉庫1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除につ

いて問題ありません。工事期間は令和7年5月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、5番。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

5番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

5番は、孫への使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して個人住宅を建築するもので、不許可の例外に該当するものと判断します。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。転用面積495㎡に木造平家建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除についても問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域外であるものの隣接しており、都市計画法第34条第12号（指定既存集落内の自己用住宅）での事前審査回答済みで、許可の見込みがあるものと判断します。工事期間は、令和6年12月31日までを予定しており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま5番について地元委員よりご報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、6番。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

6番、7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、宅地建物取引業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、田、地目を含む総事業面積4,988.40㎡に建築条件付売買予定地18区画を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書の写しが添付されております。工事期間は令和7年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

7番は、不動産売買業務を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建築条件付売買予定地9区画を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書の写しが添付されております。工事期間は、令和8年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしてい

るとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま6番、7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、6番は総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。次は、8番。

7番 網田稔委員

7番委員、網田です。

8番から11番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

8番は、不動産売買業務を営む法人が所有権を移転し建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含めて検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建売住宅4棟を建築される計画で、妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課から事前審査の回答書写しが添付されております。工事期間は、令和7年6月30日に完了予定で、許可後、速やかに着手することを確認しております。

9番は、不動産売買を営む法人が所有権を移転し、建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周辺に農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積1,580.03㎡に建築条件付売買予定地6区画を整備される計画で妥当な面積と判断されま

す。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査申出中のことです。工事期間は、令和7年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

10番は、建築業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建築条件付売買予定地4区画を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査申出中のことです。工事期間は、令和8年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

11番は、建築業を営む法人が所有権を移転し、建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周辺に農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに予定に合う土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建売住宅2棟を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査申出中のことです。工事期間は、令和6年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されるものと確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま8番から11番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

次は、12番。

3番 西村清敏委員

3番委員、西村です。

12番は、太陽光発電事業等を営む法人が、地上権を設定し太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1筆2,029㎡に太陽光発電パネル180枚、発電容量99.9kwを設置する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金証明のほか、電力会社からの系統連携に係る契約の案内も添付されており、転用の確実性も認められます。また、転用による周辺農地への日照、通風等、営農条件への支障も発生しないものと思われます。工期は、許可日から令和6年9月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地条件、一般基準、いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、13番。

14番 谷口憲治委員

14番委員、谷口です。

13番から16番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

13番は、太陽光発電事業等を営む法人が地上権を設定し、太陽光

発電設備へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地の検討もされましたが、他に条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地2筆、1,729㎡に発電容量99.9kw、太陽光パネル180枚を設置する計画で、転用面積が適正なものと判断されます。資金証明のほか、電力会社からの系統連携に係る契約の案内も添付されており、転用の確実性も認められます。また、転用による周辺農地への日照、通風等、営農条件への支障も発生しないものと思われます。工期は、許可日から令和6年9月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

14番は、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬並びに最終処分事業を営む法人が賃借権を設定し、最終処分場の拡張用地へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地958㎡を現在の産業廃棄物最終処分場、約6haの堰堤の一部として利用するもので、転用面積は適正なものと判断いたします。申請地は当該処分場の敷地内にあり、今回の事業拡張に伴う転用申請であるため、代替地の検討は除外しております。事業計画、資金証明書等についても問題ないものと思われます。周辺農地の営農状況に支障を生ずる恐れはないものと判断されます。雨水は雨水浸透管を埋設し、処分場内の貯水池に誘導後、河川に放流する予定です。造成中の土砂等流出、崩壊等の被害防除対策についても、問題ないものと思われます。工期は、令和6年5月1日から令和9年4月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

なお、この案件につきましては、令和5年10月に廃棄物処理施設設置連絡会議が開催され、設置等計画に関する関係法令の規制状況や周辺環境への影響等についても審議済みとなっております。

15番は、ドローンの講習審査場のため使用賃借権を設定する転用申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされています。

土地利用計画は、1,191㎡にドローン飛行訓練所、プレハブ倉庫、駐車場等の計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。また、雨水は自然浸透する予定で、その他転用による周辺農地への日照、

通風等、営農条件への支障は発生しないものと思われます。なお、すでに転用済みで、この事業について始末書が添付されております。

16番は、太陽光発電事業等を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1筆1,254㎡に、発電容量99.9kw、太陽光パネル180枚を設置する計画で、転用面積は適正なもの判断いたします。資金証明のほか、電力会社からの系統連携に係る契約の案内も添付されておりまして、転用の確実性も認められます。また、転用による周辺農地への日照、通風等、営農条件への支障も発生しないものと思われます。工期は許可日から令和6年9月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なもの協議をいたしました。よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま13番から16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容説明をお願いします。

事務局 　　第4号議案及び第5号議案は関連ですので、併せて説明します。まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明します。

一覧は議案書11ページご確認ください。

初めに、所有権移転ですが、明細は議案書12ページの1番から19ページの20番までの合計20件で、熊本県農業公社からの売渡しと買入れによる所有権移転です。面積は20件合わせて田5万3,999.56㎡、畑6,485㎡の合計6万484.56㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細は議案書19ページの21番から24ページの38番までの合計18件で、契約期間別では6年未満が8件、10年以上が10件で、面積は18件合わせて田7万3,682㎡、畑784㎡の合計7万4,466㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、露地野菜、施設作物です。

次に、再設定分です。明細は議案書24ページの39番から34ページの59番までの合計21件で、契約期間別では6年未満が15件、10年以上が6件で、面積は21件合わせて田6万1,214㎡、畑5万7,389㎡の合計11万8,603㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、主要作物、果樹、施設野菜です。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしていることが確認されています。

第4号議案の説明については以上です。

次に、第5号議案、農用地利用集積等促進計画（配分）について説明します。

明細については、議案書35ページ、1番の1件のみとなっております。なお、この農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くこととなっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長 ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第4号議案につきましては、地区委員会で詳細にわたる確認が行われており、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしております。

また、第5号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いします。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、提案どおり承認することに決定します。
続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明

願2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

15番 眞鍋宣孝委員

15番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は、対象農地4筆を願出人自らが引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定します。次は2番。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願出人は、ユリを栽培されている農家で、対象農地について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題のないものと協議いたしました。ご審議方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、非農地証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

9番 東哲治委員

9番委員、東です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

申請地は、昭和22年頃、申請人の親戚が居住する目的で個人住宅を建築し、その親戚の死亡後は、申請人が農業用倉庫として利用してきました。また、地元住民4人からの証明により、申請地は昭和22年頃から宅地として利用されていたことが推測できます。このことから、「昭和27年10月20日(農地法施行日前日)以前から引続き非農地であった土地」と判断しました。

以上1件、先日の地区委員会で協議検討した結果、証明書の交付について何ら問題のないものと判断いたしました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定します。

続きまして、追加議案、土地改良法第3条により資格証明願1件でございます。地元委員により地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番お願いします。

22番 木下三智也委員

22番委員、木下です。

1番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、県営宇土開地区土地改良事業の農業用排水施設について、

事業変更計画に伴う同意を得るにあたり、当該同意の対象者が土地改良法第3条に規定する資格を有する旨の証明願です。先日の地区委員会において、名簿を確認し検討したところ、全員が事業区域内にある土地の所有者等、資格を有するものであることが確認できましたので、願出のとおり承認することに何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

1番から11番までの合計120件となっております。件数のみ報告します。

以上です。

議長 　　次に、次第6のその他です。まず、地域計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　地域計画及び農業者年金に関する報告2件報告いたします。

まず、地域計画に関する進捗状況の報告ですが、地域計画策定については、4月18日の新任委員研修及び先月末からの地区委員会で皆様に説明した令和6年度のスケジュール案に沿って、各地区ごとに順次開催予定です。

なお、今後の具体的な日程はまだ決まっておりませんが、地元協議開催の際は、事前に分室、あるいは事務局から担当地区の委員さんへ事前に連絡しますので、地元協議参加へのご協力をお願いいたします。

次に、農業者年金の加入推進に係る報告と加入推進に関するお願いです。

令和5年度の農業者年金新規加入推進表彰について、本市農業委員会は、理事長賞を受賞することになっております。ちなみに対象は新規加入者、二十歳から30歳部門で全国第4位とのことです。

なお、表彰については、本年度実施予定の年金加入特別研修会、昨

年度は9月に開催されておりますが、その中で表彰が行われる予定です。

また、先日、各地区より推薦をしていただきました農業者年金加入推進部長の9名の方々におきましては、今年度の加入推進活動の報告を行う予定になっております。その加入推進活動計画案を後日郵送しますので、併せてご確認のほうお願いをいたします。

以上2点、報告とお願いです。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ございませんでしょうか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　ないようですので、続いて、熊本市地域振興農業委員協議会について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは、私のほうから地域振興農業委員協議会の件についてご説明いたします。

お手元に既にお配りしておりました、右上に資料1と書いてある資料をお願いします。地域振興農業委員協議会設置要領ということで、第3条のところに、協議会の構成員は、農業委員さんということになっております。

第7条のところの運営費というところで、こちらの協議会については、農業新聞の活動交付金というのが農業会議から大体年間10万円ちょっと入ってきております。そちらのほうを財源に、委員さんの手帳や全員参加される最適化推進委員大会の資料代等の支出をしております。

次に裏面の第8条のほうに、毎年5月に決算報告を行うということになっておりますので、今回、決算報告に当たって、本日の総会前に監事を役員会でお決めいただいて、中東部の西富代表委員と西部の葭村代表委員に監査をお願いしました。

先ほど収支報告をお配りしました。こちらで令和5年度分の収支報告をさせていただきます。

まず、収入ですが、前年度繰越金8万5,913円と農業新聞の表彰の奨励金が2万円、農業新聞情報活動交付金、これは熊本市全体で新聞を購読されている方の数に応じて交付金が入っております。これが11万3,160円で、収入の合計が21万9,073円です。

支出のほうは、活動記録セットと最適化推進大会の資料代、農業委員さんと推進委員さんの手帳代、これは98冊ということで、前任者と新しい方それぞれ購入をさせていただいております。次に女性委員の研修会、これは前任の堀委員が出席をされた負担金と、最後に農業委員のバッジの新任者の不足分を購入させていただいて、支出の合計が16万8,710円で、差引額の5万363円については、令和6年度に繰り越させていただいております。

以上、報告を終わります。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　ないようですので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

　　なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしと認めます。

　　よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 　　ありがとうございました。

　　それでは、これにて総会を閉会いたします。

閉　会　午後4時8分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和6年5月9日

議 長 福原 幸一

署名委員 西村 清敏

署名委員 牧坂 邦夫

書 記 島田 朋幸